

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 301)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	季節労働者生活資金利子補給金の交付	
根 拠 法 令 名	厚岸町季節労働者生活資金利子補給条例(平成 2 年厚岸町条例第20号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	町長は、前条により融資機関から利子補給の請求があった場合において、その請求が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に、これを交付するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	融資機関からの、厚岸町季節労働者生活資金利子補給条例第 3 条及び第 4 条の規定により計算した、半期毎の利子に関する計算書を添えた利子補給金の請求により交付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10 日 ()
	経 由 機 関	4 日 (機関名：税財政課、出納室)
	協 議 機 関	4 日 (機関名：税財政課、出納室)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 302)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給条例(平成 2 年厚岸町条例第19号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	町長は、前条により融資機関から利子補給の請求があった場合において、その請求が適当であると認めるときは、当該請求書の提出があった日の属する月の翌月中に、これを交付するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	融資機関からの、厚岸町北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給条例第 3 条及び第 4 条の規定により計算した、半期毎の利子に関する計算書を添えた利子補給金の請求により交付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10 日 ()
	経 由 機 関	4 日 (機関名：税財政課、出納室)
	協 議 機 関	4 日 (機関名：税財政課、出納室)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 303)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	新産業創造等事業助成金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町新産業創造等事業助成規則(平成24年厚岸町規則第23号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	町長は、発展機構から助成金の交付に要する資金の助成の決定通知があったときは、その決定通知に基づき、助成金の交付をする事業及びその金額を決定し、申請者に対し、その旨を通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町新産業創造等事業助成交付取扱規定第 4 条により、申請者に通知する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10 日 ()
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課、総務課)
	協 議 機 関	3 日 (機関名：税財政課、総務課)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号304）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月2日作成

処 分 名	中小企業融資の申込み	
根 拠 法 令 名	厚岸町中小企業融資規則(昭和48年厚岸町規則第13号)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	この融資の申込みは、町又は厚岸町商工会(以下「商工会」という。)に所定の借入申込書及び必要書類を提出し、町又は商工会より保証協会又は金融機関に申込みものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>貸付金の貸付を受ける者は次の条件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)による中小企業者及び中小企業等協同組合法(昭和28年法律第181号)による協同組合</p> <p>(2) 町内に独立した事業所又は店舗を有して同一事業を引き続き1年以上営むもので、その事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であるもの</p> <p>(3) 次に掲げるものを完納していること。ただし、現に滞納がある場合であつてもその納入について町長が确实と認められるときは、この限りでない。</p> <p>ア 町税 イ 国民健康保険税 ウ 後期高齢者医療保険料 エ 介護保険料 オ ごみ処理手数料 カ 保育料 キ 町営住宅使用料 ク 水道料及び下水道使用料</p> <p>ケ 公共下水道事業受益者負担金</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	16日 ()
	経 由 機 関	7日 (機関名：税財政課、環境政策課、保健福祉課、建設課、水道課、町民課)
	協 議 機 関	7日 (機関名：税財政課、環境政策課、保健福祉課、建設課、水道課、町民課)
	処 分 機 関	2日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 305)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 29 年 10 月 2 日作成

処 分 名	中小企業融資保証料補助金及び利子補給金の交付	
根 拠 法 令 名	厚岸町中小企業融資規則(昭和48年厚岸町規則第13号)	
根 拠 条 項	第11条第3項	
根 拠 条 文	町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上適当と認められた場合は、保証料補助金及び利子補給金を交付するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	申請者は、貸付決定後金融機関の発行する証明書を添付して、負担する保証協会の保証料について、補助金及び利子について、補給金を交付申請する。その内容が適当と認められた場合に補助金及び補給金を交付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 ()
	経 由 機 関	14日 (機関名：税財政課、出納室)
	協 議 機 関	12日 (機関名：税財政課、総務課)
	処 分 機 関	4日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 306)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	職業訓練センター利用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町職業訓練センター条例(平成18年厚岸町条例第 5 条)	
根 拠 条 項	第 6 条 第 1 項	
根 拠 条 文	訓練センターを利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、第3条第1号の規定に基づく利用については、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練センターの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき</p> <p>(3) 訓練センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき</p> <p>(4) 管理運営上支障があると認められるとき</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：厚岸町職業訓練センター)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 307)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	職業訓練センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町職業訓練センター条例(平成18年厚岸町条例第 5 条)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練センターの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき</p> <p>(3) 訓練センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき</p> <p>(4) 管理運営上支障があると認められるとき</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：厚岸町職業訓練センター)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号308）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	課税免除を受けることができる対象事業者の指定	
根 拠 法 令 名	厚岸町工業等振興条例(平成4年厚岸町条例第10条)	
根 拠 条 項	第3条	
根 拠 条 文	<p>この条例により課税免除を受けることができる者は、新設又は増設する事業場であって、その新設又は増設のための投下設備額が1,000万円を超えるもので、町長が町の産業の振興に寄与すると認めて指定した者(以下「指定事業者」という。)とする。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする者は、あらかじめ町長に指定申請をしなければならない。</p> <p>3 措置の対象となる固定資産は、事業の用に供する家屋及び償却資産、その敷地である土地(取得してから1年以内のものに限る。)をいう。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>資格要件、指定の申請、事業の指定は以下の厚岸町工業等振興条例施行規則に規定するとおり。</p> <p>(資格要件) 第2条 条例第3条の規定によって課税免除を受けることができる資格は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項及び第45条第1項に規定する要件をすべてみたすものとする。</p> <p>(指定の申請) 第5条 条例第3条第2項の規定による指定の申請は、あらかじめ別記第1号様式の申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(事業の指定) 第6条 町長は、前条による指定の申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による指令書を交付する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日 ()
	経 由 機 関	3日 (機関名：税財政課、総務課)
	協 議 機 関	3日 (機関名：税財政課、総務課)
	処 分 機 関	4日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 309)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	水産商工業団体等振興補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町水産省工業団体等振興補助金交付規則(平成元年厚岸町規則第 8 号)	
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、第4条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請の内容を調査し補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	補助金は、町長が適当と認める団体(以下「事業者」という。)が行う事業又は事務とし、次の各号に掲げるいずれかの事項で前条の趣旨に適合し補助により特に顕著な成果を挙げ得ると認められるものに対し交付する。 (1) 水産業の振興に関するもの (2) 商工業の振興に関するもの (3) 観光の振興に関するもの (4) 技能育成及び開発に関するもの (5) 勤労者福祉向上に関するもの (6) 消費生活向上に関するもの (7) その他町長が町の振興上特に必要と認めるもの	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10 日 ()
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課、総務課)
	協 議 機 関	3 日 (機関名：税財政課、総務課)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号310）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月2日作成

処 分 名	小規模商工業者設備近代化資金利子補給金及び保証料補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例(平成14年厚岸町条例第11号)	
根 拠 条 項	第12条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該小規模商工業者に利子補給金及び保証料補助金を交付する。	
審 査 基 準 の 内 容	利子補給等を受けようとする小規模商工業者は、機械等の取得又は改良が完了した月の翌月までに別記様式第5号に償還期毎の利子に関する内訳書を添えて、申請するものとする。町長は当該申請が適当であると認めるときは、利子補給金等を交付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日 ()
	経 由 機 関	3日 (機関名：税財政課、総務課)
	協 議 機 関	3日 (機関名：税財政課、総務課)
	処 分 機 関	4日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 1 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月 2 日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例 (平成18年 2 月 17 日 条例第 4 号)	
根 拠 条 項	第 8 条 第 1 項	
根 拠 条 文	味覚ターミナルの施設等を利用しようとするものは、利用しようとする施設等が規則で定める施設等であるときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条 第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合 2 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 3 味覚ターミナルの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 4 管理運営上支障があると認められるとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 (休館日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名： 指定管理者 / (株)厚岸味覚ターミナル)
所 管 部 署	まちづくり推進課観光係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号312）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月2日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用料金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年2月17日条例第4号）	
根 拠 条 項	第13条	
根 拠 条 文	指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則第5条の規定により、同条第2項の「利用料金免除申請書」の免除申請があった場合で、次に掲げるいずれかに該当する場合に免除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厚岸町と共催して条例第3条の事業に利用するとき。 2 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に利用するとき。 3 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が利用するとき。 4 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が利用するとき。 5 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 6 その他指定管理者が必要と認めるとき。 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1日（休館日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名： 指定管理者／(株)厚岸味覚ターミナル ）
所 管 部 署	まちづくり推進課観光係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号313）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月2日作成

処 分 名	味覚ターミナルの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年2月17日条例第4号）	
根 拠 条 項	第15条	
根 拠 条 文	利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	特別の設備等の許可をする場合は、次のような場合とする。 1 特別の設備の場合 施設をき損するおそれがない設備であること。 2 施設に変更を加える場合 復旧が容易にできること。 3 器具の持ち込み使用の場合 (1) 使用に際し危険がない器具であること。 (2) 施設をき損するおそれがない器具であること。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1日（休館日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：指定管理者／(株)厚岸味覚ターミナル ）
所 管 部 署	まちづくり推進課観光係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号314)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月2日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用料金の設定承認	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例 (平成18年2月17日条例第4号)	
根 拠 条 項	第12条第6項	
根 拠 条 文	販売代金等の額は、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	
審 査 基 準 の 内 容	審査基準なし (理由) あらかじめ具体的な審査基準を定めることが困難であり、規則第10条に基づく申請を受け、具体的な判断が必要なため	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名：まちづくり推進課観光係)
所 管 部 署	まちづくり推進課観光係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 1 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月 2 日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用料金の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則 (平成18年 3 月 20 日規則第16号)	
根 拠 条 項	第 8 条 第 2 項	
根 拠 条 文	利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書 (別記様式第 4 号) を指定管理者に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則第 8 条の規定により、同条第 2 項の「利用料金還付申請書」の還付申請があった場合で、次に掲げるいずれかに該当する場合に還付する。</p> <p>1 利用日の 3 日前までに、利用中止、変更の届出又は利用許可の取り消しがあった場合</p> <p>2 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、施設の利用ができなくなった場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 (休館日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名： 指定管理者 / (株)厚岸味覚ターミナル)
所 管 部 署	まちづくり推進課観光係	
備 考		